第2回幕別町議会臨時会

議事日程

令和3年第2回幕別町議会臨時会 (令和3年2月17日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

9 酒井はやみ 10 野原惠子 11 田口廣之

日程第2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第3 議案第2号 令和2年度幕別町一般会計補正予算(第10号)

会議録

令和3年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和3年2月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 2月17日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議 長 寺林俊幸

副議長 中橋友子

1 石川康弘2 小田新紀3 内山美穂子4 藤谷謹至5 小島智恵6 若山和幸7 岡本眞利子8 荒 貴賀9 酒井はやみ10 野原惠子11 田口廣之12 谷口和弥13 芳滝 仁14 千葉幹雄15 小川純文

16 藤原 孟

6 欠席議員 (1名)

17 東口隆弘

7 地方自治法第121条の規定による説明員

長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明 町 教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄 住民福祉部長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之 建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信 忠類総合支所長 川瀬吉治 教 育 部 長 山端広和 政策推進課長 白坂博司 総 務 課 長 佐藤勝博 地域振興課長 亀田貴仁 糠内出張所長 天羽 徹 商工観光課長 西嶋 慎 保健福祉課長林隆則

保健課主幹 字野和哉

8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 遠藤寛士

9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

9 酒井はやみ 10 野原惠子 11 田口廣之

議事の経過

(令和3年2月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長(寺林俊幸) ただいまから、令和3年第2回幕別町議会臨時会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(寺林俊幸) 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員に、9番酒井議員、10番野原議員を、11番田口議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日間と決定しました。

[諸般の報告]

- ○議長(寺林俊幸) 次に、事務局から諸般の報告をさせます。
- ○議会事務局長(萬谷 司) 17番東口議員から欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告をいた します。
- ○議長(寺林俊幸) これで、諸般の報告を終わります。

[人事異動による職員の紹介]

- ○議長(寺林俊幸) ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。 伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤博明) 新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種を円滑に実施するための体制整備を図るため、本年2月10日付で人事異動を行いましたので、異動しました管理職職員をご紹介いたします。

課長補佐職であります。住民福祉部保健課主幹宇野和哉。 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[付託省略]

○議長(寺林俊幸) お諮りいたします。

日程第3、議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(寺林俊幸) 日程第3、議案第2号令和2年度幕別町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第2号、令和2年度幕別町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申 し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 468 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 211 億 6,207 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為補正」「1変更」であります。

「新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給」であります。

令和2年9月に開催されました第3回定例会において、債務負担行為として設定いたしました、新型コロナウイルス感染症関連融資に係る4年目から完済までの利子補給について、期間と限度額を変更しようとするものであります。

当初は、昨年8月31日現在の状況により、債務負担行為を設定いたしましたが、その後、助成対象の期限としておりました9月30日までの間に、98件の融資が追加されましたことから、245件の融資総額43億4,891万円について、利子補給の期間と限度額を変更するものであります。

期間については、融資期間に合わせて令和 5 年度から 12 年度までを、令和 5 年度から 17 年度まで に、限度額については、利子補給額 9,812 万円を 1 億 5,985 万 9,000 円に変更しようとするものであります。

次に、「第3表 繰越明許費」であります。

このたび補正いたします歳出予算のうち、令和2年度内にその経費の支出が終わらない見込みの事業について、令和3年度に繰り越して経費の支出を行おうとするものであります。

2款総務費、1項総務管理費、町内宿泊施設宿泊費助成事業4,035万2,000円であります。

内訳は、括弧書きで記載のとおり広告料と町内宿泊施設宿泊費助成金であります。

次に、頑張る事業者事業継続支援事業の頑張る事業者事業継続支援事業給付金 2,675 万円であります。

いずれも、これらの金額のうち令和2年度内に経費の支出が終わらない額について繰り越すものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施する事業の うち、停滞する地域経済の担い手への支援などにできる限り速やかに対応するため、緊急的に取り組 まなければならない事業を予算化し提案するものであります。

はじめに、事業概要をご説明いたしますので、議案説明資料の1ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業であります。

1、町内宿泊施設宿泊費助成事業、事業費4,035万2,000円であります。

事業内容の欄に記載しておりますように、昨年暮れのGoToトラベル事業の全国停止を受けて、大きな経済的打撃を受けている町内宿泊施設に対して経営支援を図るため、地域住民に向けた地域単位の観光振興策を追加しようとするものであります。

昨年の10月からは、対象者を十勝管内在住者に拡大しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対象者を引き続き管内在住者に限定し、町内宿泊施設の宿泊費の2分の1を、1人1泊につき5,000円を上限として助成するもので、8,000泊の助成金と新聞等に掲載する広告料を計上しております。

2、新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業3,757万8,000円であります。 先ほど、債務負担行為補正でご説明申し上げましたとおり、令和2年9月30日現在、融資実行済みであります245件の融資総額43億4,891万円に係る、令和5年度から17年度までの利子補給額1億5,985万9,000円のうち、国の臨時交付金の対象であります、令和5年度から7年度までの利子補給額1億8万2,000円について、今年度の一般会計補正予算(第7号)で基金に造成いたしました6,250万4,000円を差し引きました3,757万8,000円を基金に積み立てるものであります。

2ページになります。

3、頑張る事業者事業継続支援事業 2,675 万円であります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の事業者のうち、「新北海道スタイル」の実践に取り組む事業者を継続的に支援するため、令和2年11月から3年1月までの3か月の月平均売上額が、前年の同期間と比較して20%以上減少し、かつ月平均の減少額が、10万円以上20万円未満の事業者には15万円を、20万円以上30万円未満の事業者には30万円を、30万円以上の事業者には50万円を交付するものであります。

積算欄に記載のとおり、70社を見込んでおります。

表の下段に記載のとおり、今回の臨時交付金事業費の総額は1億468万円で、その全てに地方単独 事業分としての臨時交付金を充当するものであります。

下の表に記載のとおり、第1回臨時会5月15日補正分から、今回ご提案いたしました2月17日補正分までの臨時交付金地方単独事業分の合計9億947万4,000円に対しまして、表の欄外に記載のとおり、国の交付限度額、第3次分の2億2,223万9,000円を含めた臨時交付金地方単独事業分の交付限度額の計は8億7,205万9,000円であります。

本補正予算を含めた累積の予算計上額は、限度額に対し3,741万5,000円超過しておりますが、現在これまでに予算計上した事業に関して、入札での執行残など、その執行状況を精査しており、3月開会予定の第1回定例会に、これに加えて追加する交付金活用事業を組み立てご提案してまいりたいと考えております。

以上で、予算説明資料の説明を終わります。

議案書の6ページをご覧ください。

はじめに、歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 1 億468 万円の追加であります。

ただいま予算説明資料で説明いたしました、町内宿泊施設宿泊費助成事業から頑張る事業者事業継続支援事業まで、3つの事業を事業ごとに節立てして計上しております。

ここでの説明は省略いたします。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

16 款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金1億468万円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18番(中橋友子) 2点伺いたいと思います。

1つは、ただいまの事業3点目の頑張る事業者継続支援事業につきまして、影響を受けている月の 定めなんですが、令和2年11月から1月までということでありました。コロナ感染の影響というのは、 今、北海道全体が自粛ということもありまして、現在も続いているかと思います。この3か月に区切 られた理由をご説明いただきたいと思います。

2つ目ですが、3区分に分かれてそれぞれ損失補填とはいいませんね。減収している分についてその影響額の違いによって、3区分の支給となりました。これまでの事業の組み立てを見ますと、この頑張る応援事業というのは3回目の提案だと思います。1度目の30%の事業については、たしか4,800万円の事業が全額執行されていたと思います。しかし、これは2つ目の3月から6月までの売上げに対する応援は、予算3,900万円に対しまして、1月の14日のご説明では1,110万円程度の執行だったと思います。ここには、やはり執行されなかった理由があると思うのです。それはどのように押さえていられるのか。

つまり、区分を細かくすること、あるいはそういったその減収額の規定などが入ることによって、なかなか適用から外れてしまうという人が拡大したのではないかというふうに見るのです。そうすると今回の区分はさらに細かくなっているものですから、さらにそういった影響が出ないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(西嶋 慎) まず1点目の対象期間の3か月にした理由なのですけれども、町としては、これまで融資の利子補給を行うことで、企業の手持ち資金をまず確保すること、そして併せて、頑張るの第1弾、第2弾、現金給付を行うこと。あと、併せて国の方では当然その期間、持続化給付金というのがございました。それ以降も、プレミアム商品券、町民宿泊事業など行ってきました。それでも、国の事業を受けてもなお業績が落ち込んでいる事業者を支援するものでございます。そのため、通常であれば年末年始というのは、11月から1月というのは売上げが大きいというか、稼ぎどきではあるのですけれども、その期間を中心に行うために、今回この3か月ということを対象期間と定めました。

次に、2番目の3区分に分けた理由でございます。まず、今回第3弾になります。第1弾は、5月ですか。頑張る事業者応援事業、これは令和2年3月から5月までの一月の売上げが、前年同期比で落ち込んだところに対し、一律30万円を給付するものでございました。これにつきましては、当時の状況として、コロナの融資というのが始まったところでありますけれども、まだ融資に2週間ほどの期間を要するため、まず現金をスピード感を持って給付するために一律1区分で30万円を支給しました。次に2弾目ですね、頑張る事業者応援強化事業、これは7月に実施したのですけれども、こちらにつきましては、第1弾の反省を踏まえています。第1弾はどうしても、20%以上という区分しか設けなかったものですから、事業者によってはプラスになった給付金を受けることで、プラスになったま業者もあったものですので、それで率とあと平均月収額を設けて2段階にしました。

ただし、おっしゃるとおり執行状況ですが、1月までの実績ですね、1月の14日に報告したのは見込みも含めてなのですけれども、1月の実績としては、今18件870万円です。執行状況、確かにあまりよくないのですけれども、これは恐らく我々の検証としては、取りあえず今、手元に現金は持ってると。しかし融資はあくまで借金であることだとか、あと人件費、仕入れなどは要することから、春から継続して事業の継続が困難な事業者に対して、給付することが目的だったのですけれども、申請件数が少ないのは持続化給付金の対象外の事業者であること。それと業種別では、その売上月に波があって、一月では対象となるけれども、4か月平均にすることで波がなくなって、20%に届かない事業者がいるなどが推測されました。そのため、今回第3弾につきましては、対象事業者は持続化給付金の給付を受けているいないに関わらず、対象とすることにしております。

以上です。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18番(中橋友子) まず、その期間の設定ですけれども、11月から1月まで年末年始の繁忙期のとき

の影響が大きかっただろうということで、それは理解をするところです。ただ、その影響というのは 2月も続いているというふうに、もともと 12月とか1月は平均月よりも売上げの多い、食品関係なん かそうなのですけれども、多い月だと思うのですよね。これがそういう状況にならなかったと。 2月 は戻っているのかというと、自粛が今も続いていて戻らないということになれば、もう少し期間が必要ではなかったのかなと思うのです。ここに書いて出てきてしまってますから、ここでなかなか難し いのだろうとは思うのですけれどもね。

現実に、本当に困難な状況の事業者を支援するというのに、しっかりと当てはまっていけば、これはもうそれで役割を果たしたとは思うのですけれども、そういう点で不安が残ります。できれば、これ今年度中ですとか、もちろんそういう状況になかった人は、基準で外れていくわけですから、期間だけはもっと長くてもよかったのではないのかなと思います。

実態に応じて支援をするということですから、こういった区分になっていくのだろうという提案だと思います。波があるのを平均にしたというお話もありましたけれども、波があるからこそ厳しいという側面もあろうかと思います。できるだけこういった区分というのは、もう少しこう緩やかにすることによって、目的も果たされ運用もされるのではないかという考え方として、というふうに思います。

直近出されました、音更とか根室とか、どうしても比較してしまうのですけれども、こういった縛りが幕別よりは緩いものですから、そういうことも比べてみて、もう少し配慮できなかったものかどうか、そこだけ伺っておきたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 経済部長。
- ○経済部長(岡田直之) 1点目の3か月の縛りでありますが、今回の補正予算の提出に当たりまして、 町長と私と事業所をまた訪問して、生の声を実際に聞いてまいりました。

その中で、やはり昨年から北海道の緊急事態宣言から始まりまして、国の緊急事態宣言、そして現在も続いております北海道の集中対策期間、そしてさらに Goto トラベル、Goto イートの停止によって、本当に年末年始にかけて町内での人の動きが止まっていると。中橋議員おっしゃいましたけれども、飲食が影響を受けていると。我々、お話を伺った中では、飲食に限らず人の流れが本当に減っていて、去年までは何とかなっていたんだけど、本当に暮れから年明けにかけて、ばったりという声が多くて、それでその間の売上げ減収に対して、集中的に資金を支援させていただこうということで、3か月ということで設定をいたしました。しかしながら、今後においても、もちろんそれはその状況状況に応じて、町としてはできる限りの支援はしたいというのが私たちの考えではあります。

それと区分は緩くと、緩くといいますか、できる限り対象が多くなるようにということですけれども、先ほど課長からもありましたように、第1弾、頑張る事業者応援事業は1か月、一月で比べております。それで、対象となるところは多かったのですけれども、適正な比較といいますか、一月の比較ですと、やはり特殊要素によって様々ありました。そういった反省も含めて、適正な比較をするには、できるだけ長い期間で比較をしたほうがいいんですけれども、それがあまり長いと、またそのなかなか対象にならないという第2弾の反省も踏まえて、今回3か月というのが我々といたしては適切な期間であろうということで、3か月という設定をしたところでありますので、ご理解を頂きたいと思います。

- ○議長(寺林俊幸) 中橋議員。
- ○18 番(中橋友子) 今の説明自体は理解をするところです。さらに、今2月ですから、この状況が町内の影響を受けている業者さんが、事業者さんが脱出していくというところまで、しっかり見届けなければならないのだと思うのですよね。コロナそのものは、まだまだ影響続くと思いますから。したがいまして、部長のお答えの中で、今後についても、きちっと状況を押さえたいというお話でありましたから、ぜひそこのところ状況掌握も含めて、場合によっては、また手だても取ることも含めて、しっかりと現状を押さえていただきたい、このように思います。以上です。
- ○議長(寺林俊幸) ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(寺林俊幸) 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。 会議を閉じます。

これをもって、令和3年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

(10:26 閉会)